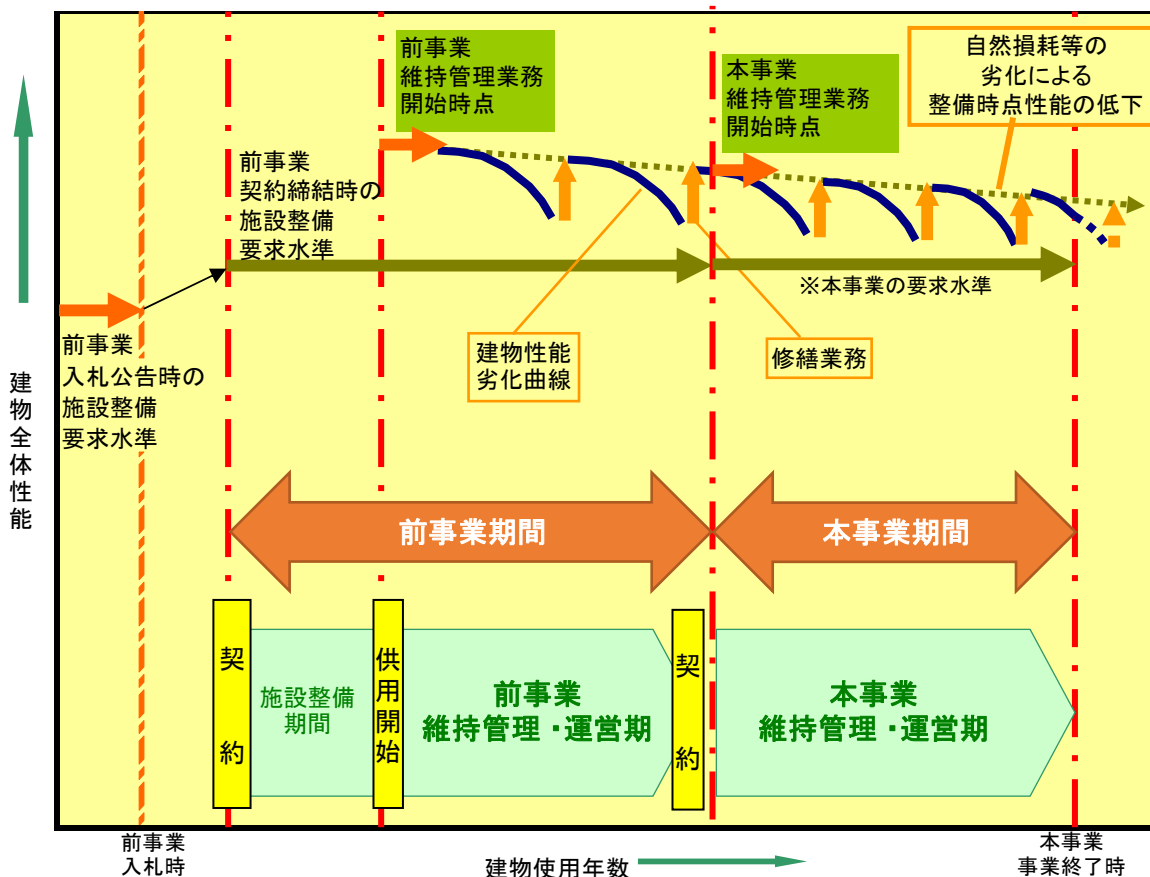


## 建物性能劣化と修繕業務の考え方



## 修繕業務の考え方

修繕業務は、前事業の契約締結時の要求水準を下回らないように行うこと。  
 予測し難い修繕（機器の更新を含む）が必要となった場合には、国の事務事業に支障が生じないよう直ちに国へ報告、協議すること。事業期間中は建物全体性能が前事業の契約締結時の要求水準を下回らないこと。なお、前事業の契約締結時の要求水準を下回らない範囲での、個々の建築資機材の自然損耗は許容される。